

第三者評価結果報告書

総 括	
対象事業所名	横浜市南部地域療育センター
経営主体(法人等)	社会福祉法人 青い鳥
対象サービス	地域療育センター
事業所住所	〒235-0033 横浜市磯子区杉田五丁目32番地20号
設立年月日	昭和60年8月1日
評価実施期間	平成23年7月～平成24年2月
公表年月	平成24年3月
評価機関名	コモンズ21研究所
総合評価（優れている点、独自に取り組んでいる点、改善すべき事項等）	
<p>＜園の概要・特徴＞</p> <p>地域療育センターは、障害やその心配のある子どもを対象に、早期発見と早期療育、各種療育相談、巡回訪問などを行って、お子さんとその家族を支援するための専門機関です。医療機関や福祉保健センター、児童相談所、保育園、幼稚園、各種団体や関係機関とも連携をとり、地域の療育拠点としての機能を果たしています。また、地域療育センターは、診療所（外来）・通園施設（通園）・福祉相談室（巡回・相談）の3つの療育部門で、各種専門スタッフが地域の中で子どもたちや家族が健やかに成長していけることを願い、相談・指導・援助にあたっています。</p> <p>横浜市南部地域療育センターは、横浜市磯子区のJR新杉田駅から徒歩5分の場所にあります。産業道路に面し周辺には公園や銀杏並木があり、隣接地はスポーツセンター等の公共施設が並び静かな環境にあります。</p> <p>社会福祉法人青い鳥が従前から運営していた精神薄弱児通園施設「青い鳥愛児園」を横浜市地域療育センター第1号館として発展的吸収を図り、横浜市南部地域療育センターとして、昭和60年8月に開園し、平成16年からは横浜市の指定管理者の指定を受けて運営をしています。</p> <p>担当地区は磯子区、港南区、金沢区で、昨年度の利用者数は、およそ2800人に上ります。「地域に開かれた療育センターを目指します」「選ばれる療育センターを目指します」「良質で安全な療育と効率をバランスよく提供します」を運営方針に掲げ、高い専門性を活かした各種専門スタッフが地域の中で子どもたちや家族が健やかに成長していけることを願い、相談・指導・援助にあたっています。</p> <p>＜特に優れている点＞</p> <p>1. 障害受容の大きな力…家族と一緒に子どもを育てる専門家たち</p> <p>保護者の悩みを受け止め一緒に考える、利用者を第一に考えた支援を行っています。個別支援計画は保護者の意向を大切にし、面談で保護者の捉える子ども像と診療の内容を確認し、「まずはここを目指してみましよう」と現実的な内容に近づけて目標にあげています。</p> <p>不安を抱える保護者が障害を受け入れることができるように体制を整えています。各部門の専門職は個別支援で子どもの能力を徐々に引き出し、必要なところをカバーしています。また、不安を抱えている保護者と共に、職員が捉えた子どもの成長過程のプラスの気づきを共有する取り組みをしていますが、これは保護者自身が障害を受け入れるための大切なきっかけになっています。保護者アンケートには、「『それぞれの親と一緒に育てていこう』という姿勢が各専門の職員に感じられ、絶対の信頼感がある」という感謝の言葉も寄せられています。</p>	

2. 先駆的・創造的な取り組み

1) 通園部門では、自閉症の特性を考えた指導、自閉症療育プログラム・TEACCHを実践しています。個々の特性に合わせた一人ひとりのスペース、教材、コミュニケーションツールが用意されています。意思表示やスケジュール管理のカードは、視覚、聴覚、触覚等の五感に訴えながら、個別性に配慮し、色、図柄、質感等を工夫しています。作業量も子どもに合わせて調整し、達成感を味わえるように工夫しています。

2) 平成22年度より新たな事業として、「児童デイサービス事業」を導入し、2年目を迎えます。児童にとってわかりやすい環境設定で少人数のグループで療育を行うことで不適応行動を軽減し、成功体験を積み重ね自信につなげる療育を目指しています。

こうした取り組みは、大きなプロジェクトから小さな気づきまで、当センターの活動としてうかがうことができ、「民間福祉事業の存在意義は、先駆性、開拓性にある」という法人理事長の想いが運営上に活かされています。

3. チームワークで育てる“療育観・コミュニティケアへの理解”

地域療育センターは相談部門、診療部門、通園部門のチームワークにより療育を行いますが、スタッフ同士の関係の良さ、各部門間のチーム連携も良い関係が築かれています。有効な連携を行うためには具体的な療育場面で専門性を確認し、互いの専門性を知り、役割を確認することが不可欠です。年に3回各部門からの専門的事例を出し、全職員出席のケースカンファレンスを実施し、理解を深めています。

また、「保護者向け勉強会資料集」を創立20周年記念に発行し、各部門の家族支援・勉強会資料を系統的にまとめ、障害児の療育について総合的に理解できるものにしていきます。更に、人材育成委員会を立ち上げ、職員の「教え、教えられる」関係を作り自分の力量を認識し、チームとしての総合力を発揮できるようにしています。これらを通して、職員が療育センターを利用する人の立場に立つ療育観を身につけ、センター全体でどのような役割を地域の中で担い、コミュニティケアを実践していくのか、という広い視野を養っています。

<改善を期待したい点>

1. 環境整備への配慮

センター内は毎日委託業者と職員により清掃を行っていますが、全体的に雑然としており、廊下やトイレ内に物を置いたり、トイレの手洗い場の排水が詰まったりしています。普段使用していない壊れた遊具やピアノの周辺などには塵や埃が見られます。保護者アンケートからも廊下にあふれ出ている物品や、清掃状態の不備が指摘されています。センター内の整理整頓、清掃管理の対策を整え衛生管理や安全面の徹底を図ることが望まれます。

2. 目標管理制度の構築

年1回人事異動に関する意向を確認する面談を行っていますが、職員の資質向上に向けた目標設定や達成度について話し合いはありません。年度ごとに職員が自身の能力向上の計画を立て、上司と面接し、目標設定の内容と実績について評価する目標管理制度の構築が望まれます。

評価領域ごとの特記事項

1.人権の尊重

- ・専門性を活かし多職種の力を結集して関係機関との連携による支援を展開しています。食事や排せつ、コミュニケーションなどの日常生活支援を療育の中心にしています。
- ・職員が捉えた子どもの成長過程のプラスの気づきを、不安を抱えている保護者と共に共有していく取り組みをしていますが、これは保護者自身が障害を受け入れる、大切なきっかけになっています。

	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもは一人ひとり状況が異なるため、絵や写真のカードのほか、色彩感覚、聴覚、触覚、重量感などを工夫した様々な手段でコミュニケーションを図っています。 ・子どもの気持ちや言葉を受け入れ、子どもへの視線や言葉遣い、対応など、子どもの人格を尊重した関わりを持つようスタッフは常に努めています。子どもが他者に自己の要求や拒否などを伝える手段についても、伝えやすくできるような工夫もなされています。 ・園児虐待の情報を把握した際には、園長もしくはソーシャルワーカーに報告し、外来を受診している児童に関しては診療所長もしくはソーシャルワーカーに報告し、虐待防止委員会（CMP）で協議・判断を行います。 ・緊急性のある場合には、児童相談所に通報を行います。緊急性のない場合は虐待防止委員会がカンファレンスを開催し、センターでの取り組み方針を決めます。また、関連する他機関とのケース会議により支援の重層化を図りサポートに努めています。
<p>2.意向の尊重と自立生活への支援に向けたサービス提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援の子どもを持つ保護者に対しては、早期療育への入会を勧め、保護者が子どもの障害を受容できるようサポートしています。まずは「障害児を育てる」のではなく、「等身大の我が子を見つめる」ことにもう一度気付いてもらう機会としています。また同様の悩みをもつ親同士の交流の場を作り、相談相手や仲間を得て一人で抱えこまないように働きかけを行っています。早期療育グループの中で行われるミニ勉強会等を通じて、保護者は必要な情報を負担なく吸収できるよう提供しています。 ・再診の初回には個別支援計画書を保護者に提供し、発達検査など各種検査の報告書を提示しながら子どもの特徴を伝え、療育センターで何ができるのか等の支援方針を伝えて早期療育科の利用を促しています。障害の受容までに時間がかかる保護者も少なくないため、保護者が受け入れられそうな療育支援からスタートし、病名（障害）告知は保護者の様子を確認しながら行っています。その後の診察は保護者の希望に応じて受け付けています。 ・職員は子どもの生理的な反応をつかむことから始めています。目の動き、全身の様子等から快・不快を読みとる努力を行っています。また、言葉によるコミュニケーションが可能な場合においても、言っていることと感じていることが同じなのか等に気をつけながら、子どもの思いを受け止める努力をしています。提供プログラムに対する子どもの反応から子どもの好きなことを探り、子どもが楽しめる時間になるようなプログラムを考えています。
<p>3.サービスマネジメントシステムの確立</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通園個別支援計画書は6月に前期（6月～9月末）までの計画書を作成し、秋に見直しを行い、後期（10月～年度末）支援計画書を作成しています。個別支援計画作成にあたっては、保護者のニーズアンケートを取って保護者の思いを確認し、早期療育科や前年度クラス担任からの引き継ぎ資料、園児の様子観察の内容も踏まえてクラス担任が作成し、主任、園長の確認

	<p>を得て保護者へ開示しています。保護者の要望は必ず目標に盛り込むようにしており、十分な達成度が見られないものについては見直しの時点で目標の妥当性を検討し修正しています。医療処置が必要な子どもについては医師・看護師・各種療法士等を含めた医療対応委員会にかけて支援計画を作成しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーションスキルを身につける訓練では、子どもの好きなおもちゃ等を使ってモチベーションを高めて、絵カードの意味や使い方を理解させることから始めます。その後、「おかわり」等の要求、「手伝って」等の依頼、「できた」等の報告等、意思表示できる範囲を広げていっています。意思表示やスケジュール確認に利用するツールは園児ごとに色や図柄、質感等を工夫しています。また、一度に行う作業量等も園児にあわせて調整され、達成感を味わえるように工夫されています。
<p>4.地域との交流・連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関への支援として、幼稚園・保育所には、1施設につき年2回の訪問を実施しており、延べ193回の訪問、延べ1858人に対応しています。地域訓練会については、5ヶ所に30回訪問、延べ237人に対応しています。多くの幼稚園や保育所を訪問する都合上電話での依頼を受け、巡回する方式をとっています。今回の関係機関アンケートの結果で、巡回訪問の実施時期や実施回数については、「回数を増やしてほしい」「希望の時期に来てほしい」という要望も見受けられました。 ・区福祉保健センターと連携し、4ヶ月児療育相談を毎月1回行っています。1歳6カ月児の療育相談はケース数が少ないため、2ヶ月に1回の実施にしています。医師、心理士、ソーシャルワーカーは空いた隔月はセンターで診療や相談等の本来の業務に就き、利用者の要望に沿うよう待機者緩和のために努力しています。 ・医師・心理士・ソーシャルワーカーと区の担当者が事前打ち合わせを行い、療育相談に臨みます。療育相談後の事後打ち合わせでは、診断結果を共有し、支援の方向性を検討します。区の保健師から必要な保護者に療育センターのパンフレットを渡してもらい、予約を取り受診を促してもらっています。 ・ボランティアの活動の内容の種別として、①子どもが一人で通園する単独通園の補助、②プール指導、③教材用具づくりの3種類であることを説明しています。通園部門のボランティアは毎回同じクラスを担当し、職員の補助をしています。「ボランティア登録シート」及び「守秘義務誓約書」を整備し総括は主任が行っています。 ・父母会が自主運営をしている弟妹支援ボランティアグループがあり、センターがサポートしています。利用者が活動中に弟妹を預かり、半日500円の有償制をとっています。ボランティアが毎日、5～6人の乳幼児をお預かりしています。
<p>5.運営上の透明性の確保と継続性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人材育成委員会を立ち上げており、センター内の研修については年間計画を立て実施しています。新人研修や中堅職員研修については主任会議で通知し、各職場から受講対象となる職員をリストアップし対象の職員が必ず

受講できるように配慮しています。また、研修が効果的に行われるよう各レベルにふさわしいプログラムの立案を行っています。また、職員全体研修についてはアンケートを取り、内容の検討を重ねて年間3回研修体制を整えています。

- ・センターには非常勤の医師が14名勤務しています。これらの非常勤医師に対しては、入職時には各部門の主任から業務について説明を行っています。療育センターの概要や各専門職の役割、センターの機能や特徴を説明し、センターでの経験の少ない非常勤職員に対して、保護者への対応など実践に反映できるよう配慮しています。
- ・センター全体として年3回実施している相談部門、通園部門、診療部門の各利用者（発達障害児、自閉症児及び肢体不自由児）に関わるケースカンファレンスには全職員が参加し、事例検討を行っています。基本的なカンファレンスの仕組みや互いの専門性、技術を職員が相互に理解し、各部門との連携が有効に機能する取り組みとなっています。法人本部では、各センターの専門職種間による事例検討会を年数回にわたり行い、専門職の技術を高めています。

6.職員の資質向上の促進

- ・毎年度初めに行う法人職員全体に向けての人権研修は、職員が人権尊重への認識を再確認し、不適切な対応のないよう周知を図っています。横浜市の個人情報に関わる条例の写しの回覧研修を行い誓約書に署名をもらっており、個人情報の取り扱いや守秘義務について職員への徹底を図っています。他施設での不適切な事例等の新聞記事やニュースが横浜市や法人から届き、主任会議で報告し、職員への周知を図っています。
- ・横浜市では、港南区に平成25年度に市内8カ所目となる地域療育センターの建設を予定しています。当センターの担当エリアである港南区に在住する利用者にも関係することから、新たなセンターの建設方針、センター所轄の一部エリアの変更に関する説明については逐次職員や保護者に説明を行ってきています。
- ・業務上の課題や療育に関する周りの環境の著しい変化、利用者の質的・量的変化に対応し、2年前からプロジェクトチーム「火の鳥プロジェクト」を立ち上げ、日常的に行う業務の改善や提案は主任会議や職員会議、各部門のミーティングで取り上げ、必要に応じて改善を図っています。現在5つの課題を検討中ですが、その一つには「初めて当該療育センターを受診する際に待機期間（または日数）が長いこと」、特に「初診を終わってから次の診療や早期療育及び通園に入れるまでの待機日数の改善」を図る取り組みを検討しています。
- ・人材育成委員会があり、内部研修や新人及び中堅クラスの研修を計画し育成に取り組んでいますが、主任クラスの職員を育成するプログラムを作成するまでには至っていません。地域療育の推進を目指して、各分野からの知見を集め、次代を担う主任の育成を図る取り組みを期待します。